

志田雄一郎

区議会レポート
2021年 夏号



編集・発行：立憲民主党・無所属クラブ

住所：新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区役所 5階
電話：03-5273-3555 FAX：03-3209-1077



(しだ・ゆういちろう) 1967 (昭和42) 年新宿区生まれ。現在6期目。
総務区民委員会、オリンピック・パラリンピック文化観光等特別委員会に所属。

◎令和3年 第2回定例会 会派代表質問ー① (志田担当分)

◎「性犯罪に関する刑法規定の見直しを求める意見書」を国に提出ー②

①羽田空港新飛行経路の運用状況について

質問

～区長が国土交通大臣宛に提出した「要望書」の回答は？～

⇒昨年6月3日に提出した「騒音対策及び安全対策等についての要望書」の回答はどうかされているのか？
国が回答した内容と、事故や安全対策を区民に説明するよう求めました。

そして、運用状況について飛行経路の見直しを、近接自治体と連携して取り組むよう求めました。

答弁 (環境清掃部)

⇒区は、国土交通大臣あてに、

①実機飛行確認時の騒音が平均値を上回る要因分析とその解決、②更なる安全対策の推進、③丁寧な説明とわかりやすい情報提供、④航空機需要を把握した飛行便数の配慮、⑤新飛行経路の固定化回避の検討、の5項目について要望したところです。

【騒音について】…引き続き調査がなされています

【安全対策について】…過去の落下物事案等を踏まえた対策の強化が行われました

【情報提供について】…新飛行経路の運用状況をまとめた広告が1月に配布されたほか、最新の情報が国交省のHPで公開されています

【飛行便数について】…感染症拡大に伴う旅客数の減に応じた便数となっております

【飛行経路の固定化回避について】…固定化回避の検討も継続的に行われていることから一定程度の対応がなされているものと考えています

なお、区は文書による回答を求めているところですが、現時点ではなされていない状況です (7/5現在)。今後も引き続き要望してまいります。

エンジン損傷により引き返すという重大事案 (2件) を受け、国に対し原因究明、再発防止の徹底、情報公開について強く要望しました。また、騒音軽減の観点も含め、同系列のエンジンを搭載した航空機の早期退役についても要望を続けていきます。

新飛行経路の運用については、国の判断と責任について進めていくべきものと考えており、区としては寄せられたご意見やご要望について近隣区や東京都とも連携して取り組んでいきます。



区政相談受付中！

ご意見・ご要望は…

TEL・FAX 03-3355-0546

yuichiro.shida@gmail.com

新宿区議会議員

志田雄一郎



② 「性犯罪に関する刑法規定の見直しを求める意見書」提出の経緯

～陳情の要旨と理由～

(要 旨)

- 1 強制性交等罪における暴行、脅迫、心神喪失等の要件の見直しについて検討を図ること。
- 2 性交同意年齢を現行の13歳から16歳へ引き上げること。
- 3 地位関係性を利用した性犯罪について規定を設けること。
- 4 公訴時効の撤廃を含めた見直しを行うこと。

(理 由)

性犯罪は、被害者の人格や尊厳を深く傷つけ、心身に重大な後遺症を残す深刻な犯罪です。

これまでの刑法の罰則では不十分であるという声が高まり、平成29年6月の刑法改正において、性犯罪に関する規定の見直しが行われ、強姦罪が強制性交等罪へ、懲役の下限が3年から5年に引き上げられ、非親告罪とするなど改正されました。しかし、強制性交等罪は暴行・脅迫があったことが犯罪成立の要件となっており、その程度は判例により「抵抗を著しく困難にする程度」と解釈されています。そのため、被害者が激しい抵抗をしなければ加害者を罪に問えずに、加害者側が無罪となる例が生じています。(例：24歳男性が14歳中学生に覆い被さるなどして性交したが、大きな抵抗がなかったとされた事案)

性的暴行を受けると、被害者は動きたくても動けない、しゃべれないといった生理的・精神的反応が認められるというのが、専門家の一致した見方です。被害者の視点に立ち、抵抗の有無や程度で犯罪かどうかを判断するような暴行・脅迫要件を見直すことが必要です。

また、中学生が性暴力を受けても、大人と同じように暴行脅迫要件が必要です。今の刑法では、13歳以上を性交同意年齢として、暴行脅迫要件がなければ罪になりません。性交同意年齢を、13歳以上ではなく、せめて16歳以上へ引き上げることで子どもへの性被害対策になります。

さらに、地位を利用し性行為を行う場合もあり、助けを求めることが難しく、暴行や脅迫がなくても被害者は声を上げられないことがあります。

強制性交等罪は公訴時効の期間が10年であり、訴えることができる期間が短すぎるため、性犯罪の公訴時効を撤廃することで、被害者の泣き寝入りを防ぐことができます。

刑法改正の成立にあたっては、衆議院及び参議院の附帯決議により、附則に、施行後3年を目途として、施策の在り方について検討し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずることと明記されました。この趣旨を尊重し上記の4点を性犯罪に対する刑法規定の見直しに取り組むように求める意見書を国に提出するよう求めます。

上記陳情が議会に提出され、私が所属している総務区民委員会で審査が行われ、全会一致で採択されました。

その後、定例会最終日の本会議において全議員賛成のうえ下記意見書を国に提出しました。

性犯罪は、被害者の人格や尊厳を深く傷つけ、心身に重大な後遺症を残す深刻な犯罪です。これまでの刑法の罰則では不十分であるという声が高まり、平成29年6月の刑法改正において、性犯罪に関する規定の見直しが行われ、強姦罪が強制性交等罪へ、懲役の下限が3年から5年に引き上げられ、非親告罪とするなど改正されました。

しかし、強制性交等罪は暴行・脅迫の要件が必要であること、性交同意年齢の問題など、改正後の規定でもなお被害者保護として不十分であり、問題が指摘されています。平成29年改正法の成立にあたり、衆参両議院で採択された附帯決議では、施行後3年を目途に、施策の在り方を検討し、必要があると認めるとき、所要の措置を講ずることと明記されました。

よって、国においては、この趣旨を尊重し、速やかに被害の実情を踏まえ、下記事項を性犯罪に関する刑法規定の見直しに取り組まれるよう強く要望します。

- 1 強制性交等罪における暴行、脅迫、心神喪失等の要件の見直しについて検討を図ること。
- 2 性交同意年齢を現行の13歳から16歳へ引き上げること。
- 3 地位関係性を利用した性犯罪について規定を設けること。
- 4 公訴時効の撤廃を含めた見直しを行うこと。

令和3年6月21日 提出